

史跡中小田古墳群保存活用計画の策定について（報告）

1 概要

史跡中小田古墳群は、安佐北区口田南町の太田川東岸に沿って伸びる丘陵上にあり、12基の古墳で構成されます。三角縁神獣鏡や甲冑類等が出土するなど太田川下流域では傑出した規模・内容を持つ古墳群であるとともに、弥生時代の住居跡や貝塚、中世の山城跡も発見されるなど、広島市域の歴史・文化を考える上で極めて重要な遺跡で、平成8年に国の史跡に指定されています。

平成16年度に史跡指定地の公有化が完了した後、古墳群の保存と活用に向けた整備に着手することにしていましたが、本市の「大規模プロジェクトに関する方針について」などもあり、史跡西側周縁部に隣接する住民の生命と財産を守るため、災害対策のための法面工事を実施してきました。令和元年にそれが完了したことを受け、この貴重な文化財を守り、後世に伝え、地域の歴史を学び、体験する場として活かすことを目的として、古墳群の現状と課題や整備に向けた基本的な方針・方法などを内容とする史跡中小田古墳群保存活用計画を策定しました。この計画は、本市と地域の人々や団体などが連携し、より多くの人々が中小田古墳群の価値や魅力を学んだり、体験したりできる場や機会の確保を進めるための指針となるものです。

2 史跡中小田古墳群保存活用計画

資料1（概要版）及び資料2（別冊）のとおり

史跡中小田古墳群保存活用計画 (概要版)

資料 1

1 計画策定の目的

中小田古墳群は史跡の指定後平成 16 年度にかけて公有化を行い、広島市が管理しているが、西側周縁部における法面工事や近隣住宅に影響を及ぼさないための樹木せん定などの維持管理行為しか行われてこなかった。史跡指定から 20 年以上が経過し、平成 30(2018)年 7 月の西日本豪雨災害により東側斜面の一部が崩落したほか、樹木の根や大雨による遺構の一部き損、墳丘やその周辺における樹木や下草の繁茂などがみられる。また、史跡指定地内の歩行者動線(里道)は、工事により法面が近接し転落の危険のある箇所や倒木・草の繁茂、地面の凹凸や急勾配により、歩きにくい区間などが存在し、史跡の保存・活用上改善すべき問題点や課題が指摘されている。

また、中小田古墳群が古墳時代のみならず弥生時代や中世の遺跡も存在する複合的な文化財である特性を生かした、教育・文化や観光・交流の推進、地域の活性化に向けた更なる活用が期待されている。

こうしたことを踏まえながら、中小田古墳群の保存状態や管理・活用状況等の現状と課題を整理し、保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業等を定め、その具体化につながるよう、「史跡中小田古墳群保存活用計画」を策定するものである。

2 調整会議の設置

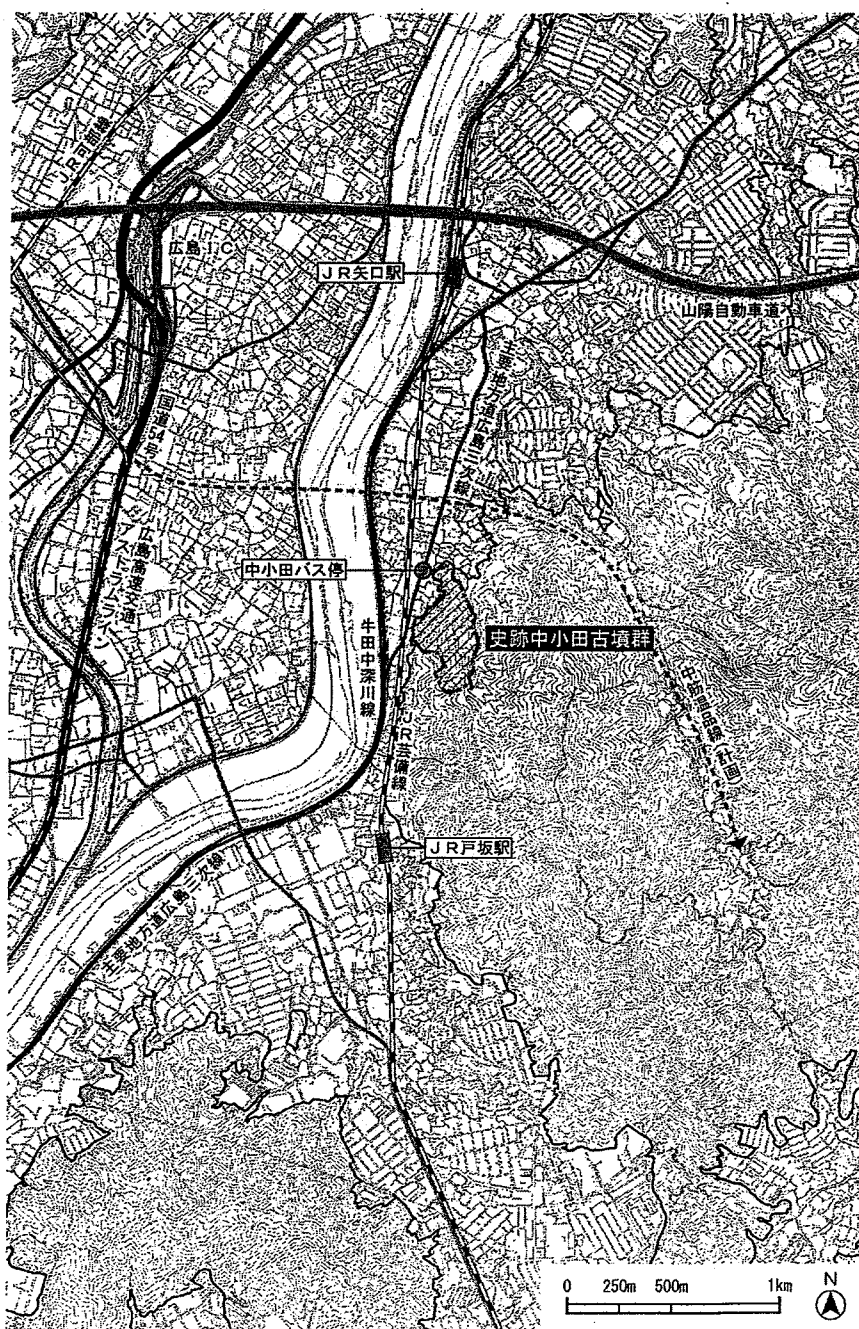
広島市史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議 委員名簿 (50 音順、敬称略)

区分		専門分野	氏名	職業等
委員	緑化推進 公園整備	環境デザイン 都市地域計画	今川 朱美	広島工業大学工学部環境土木工学科准教授 広島市緑化推進審議会委員 広島市都市デザインアドバイザー
副座長	記念物 (史跡)	日本史 (中世以前)	佐竹 昭	広島大学名誉教授 広島市文化財審議会委員
委員	埋蔵文化財	日本考古学	鈴木 康之	県立広島大学地域創生学部教授 旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会委員 広島県文化財保護審議会委員
委員	記念物 (史跡)	史跡整備	高瀬 要一	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長 (公財)琴ノ浦温山荘園理事長
委員	植物学	生態・環境保全学	中越 信和	広島大学名誉教授 福山大学グリーンサイエンス研究センター客員教授 広島市緑化推進審議会委員 広島市森づくり推進懇談会委員
座長	埋蔵文化財	日本考古学	野島 永	広島大学大学院教授 広島市文化財審議会委員
委員	緑化推進 公園整備	造園	福島 偉人	(一財)日本造園修景協会広島県支部副支部長 (一社)三原観光協会会長 旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会委員 広島市緑化推進審議会委員

オブザーバー

氏名	所属
浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
沖 憲明	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係長
中山愉希江	広島県教育委員会事務局管理部文化財課指導主事（令和元年度）
村田 晋	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任（令和2年度）
高下 洋一	公益財団法人広島市文化財団文化科学部文化財課課長補佐
山根 康裕	小田町内会会長（令和2年度）
田川 満男	中小田町内会会長（令和2年度）
木戸 敏明	大人のかくれ家倶楽部会長（令和2年度）

3 中小田古墳群の位置



4 各古墳等の規模・構造について

(史跡中小田古墳群を構成する古墳の概要)

区分	規模	墳形	築造時期	副葬品	内部主体	備考
第1号古墳	墳長約28.5m 後円部直径約18m	前方後円墳	4世紀中頃	三角縁神獸鏡、斜縁獣帯鏡、碧玉製車輪石、勾玉、鉄斧等	竪穴式石槨	
第2号古墳	直径約15m 高さ2.5m	円墳	5世紀中頃	甲冑、素文鏡、摘鎌、鉄剣、刀、土師器壺等	竪穴式石槨	中世山城 築造による 地形改 変あり
第3号古墳	直径約13m 高さ約2m	円墳	5世紀前半 ～中頃	鉄剣、鉄鏃等	竪穴式石槨	
第4号古墳	直径約16m 高さ約2.5m	円墳	弥生時代後 期末葉～古 墳時代初頭	鉄剣、鉄斧等	墓壇	
第5号古墳	直径約12m 高さ1.0～1.5 m	円墳	5世紀中葉 前後	なし	(未確認)	葺石あり
第6号古墳	直径約23m 高さ約2.8～ 4m	円墳	5世紀中葉 前後	なし	(未確認)	
第7号古墳	一辺約12m 高さ約1.4m	方墳	5世紀代	なし	竪穴式石槨 又は箱形石 棺	葺石あり (南面)
第8号古墳	直径約11m 高さ約0.6m	円墳	5世紀代	なし	竪穴式石槨箱 又は形石棺	
第9号古墳	南北約5m×東 西約10m 高さ約0.6m	楕円形状墳	5世紀代	滑石製勾玉、管 玉等	箱形石棺、土 壇墓	
第10号古墳	直径約11～12 m	円墳	5世紀代	なし	箱形石棺、土 壇	
第13号古墳	長さ約13m、幅 約7m、高さ約 1.2m	方墳	5世紀代	なし	箱形石棺、土 壇	
第14号古墳	長さ約4m、幅 約1.5m	(不明)	5世紀前半 ～中頃	鉄鎌、土師器	竪穴式石槨	

(注) 史跡指定当初、古墳の存在が推定された第11号古墳、第12号古墳については、平成29年度の遺構状況確認調査の結果、第11号古墳は古墳でないことが確認され、第12号古墳は古墳である確証がつかめなかったことから、除外している。

(古墳以外の遺構の概要)

区分	場所	時期
弥生住居跡	第4号古墳南側、第5号古墳北側、第7号古墳北・西側 第11・12号古墳推定地東側 弥生土器散布地	弥生時代後期
貝塚	第5号古墳東崖面	弥生時代後期
土坑、土壇墓	第1号古墳前方部 第4号古墳南側 第11・12号古墳推定地東側 弥生土器散布地	弥生時代後期
山城跡	第2号古墳から第4号古墳南側までの約90m 第12号古墳推定地西側	中世

5 史跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値の明示

●古墳時代前半期における太田川下流域を代表する古墳群

第1号古墳から出土した三角縁神獣鏡は京都府椿井大塚山古墳、大阪府万年山古墳、福岡県石塚山古墳出土鏡と同範関係にあり、第1号古墳に葬られた首長は経済的基盤の優位性などを背景にして、特に第1号古墳の築造時期には畿内との政治的な関係を持つことによって、安芸地域を代表するような地位を確保していたとみられる。また、第2号古墳からは甲冑をはじめとする多量の鉄器が出土していることから、古墳時代前半期の太田川下流域を代表する古墳群として注目される。

●当時の経済的基盤と一体化した立地性を有する古墳群

中小田古墳群は現在の広島市街地となる三角州地帯よりやや奥まった太田川下流域を見通せる好位置にあった。中小田古墳群の立地する丘陵の西北には、当時、太田川の形成した沖積平野が広がっており、古墳時代において中小田の丘陵付近まで海が入り込んでいたことも推定されることから、内海交通の一つの拠点であったことが考えられ、このことが古墳群を継続的に造営した首長層の経済的基盤であったと考えられる。

●周辺の遺跡と合わせ弥生時代の終末期からの歴史的様相をたどることができる古墳群

この沖積平野の周辺には、弥生時代の終わりから古墳時代初めにかけての時期の墳墓が集中して分布している。特に中小田古墳群では、北に近接した西願寺遺跡群をはじめとして、弥生時代の終末期から首長墓が連続して営まれた様相をたどることができる。

●国家形成期に向かうわが国の古墳時代前半期の状況を解明する上で重要な古墳群

上記のことを総合すると、6世紀からの国家形成期に向かうわが国の古墳時代前半期の状況を解明する上で、重要な位置を占めている。

(2) 新たな価値評価の視点

指定時から20年以上が経過し、その後の調査で新たに判明した点もあることから、「史跡中小田古墳群総括報告書」を基に、新たな価値評価の視点を整理する。

●同一丘陵上に200年近く連続と古墳が築造された数少ない古墳群

史跡中小田古墳群は約500mの範囲の丘陵上に、3世紀後半から5世紀中頃までの期間に、12基の古墳が次々と造営された貴重な古墳群である。

●太田川下流域における首長墳の変遷を示す古墳群

中小田第1号古墳の被葬者は弥生時代後期以来この地域の中心地であった東岸域をまとめあげた功績から、西岸も含めた地域の次代地域首長に推戴され、5世紀代になると、畿内との政治的な関係を築き上げた第1号古墳被葬者ほどの権力はなかったものの、中小田古墳群全体としてみれば太田川下流域における一定の優位性を持った首長が長期間存在し、古墳を造営した結果であることがうかがえる。

●弥生時代や中世の遺構が存在する古墳群

中小田古墳群は約500メートルの範囲内において、弥生時代には住居が作られ生活の場として、また、古墳時代には地域首長を埋葬する場として、さらには、中世になると地域の権力者の対立を示す軍事拠点として、断続的ではあるものの長期にわたって、それぞれの時代に応じて利用され、人々の生活の痕跡が残されている。こうした重層的な土地利用のあり方からみても、この地が現在に至るまでどれほど重要な場所であったかをうかがわせる遺跡であり、広島地域を象徴するような典型的な遺跡である。

6 史跡の課題

(1) 保存（保存管理）

- 「遺構の保存」に向けた措置が必要
- 「樹林等の管理」が必要
- 「史跡指定地周辺における景観づくり」が必要
- 「計画的な調査の検討」が必要
- 「現状変更等への対応」が必要

(2) 活用

- 「中小田古墳群のPR・情報発信」が必要
- 「中小田古墳群をはじめ文化財を生かした社会教育・学校教育の充実」が必要
- 「中小田古墳群などを生かした観光・交流の展開」が必要
- 「中小田古墳群などを生かした周遊コースの設定と利用促進」が必要
- 「周辺の文化財及び市域内外の関係する文化財との連携・活用」が必要
- 「外国人を含めた受入れ体制の充実」が必要
- 「中小田古墳群をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化」が必要

(3) 整備

【主として史跡の保存のための整備】

- 「現状を基本とした遺構の保存・整備」が必要
- 「保存施設の整備」が必要
- 「管理運営のための施設の整備」が必要
- 「遺構がき損した場合の復旧などへの対応」が必要
- 森林の管理や防災安全性の確保（活用のための整備を含む）

【主として史跡の活用のための整備】

- 「遺構の表現の検討」が必要
- 「アクセスの円滑化や駐車場の確保・整備」が必要
- 「里道（園路）の整備・充実」が必要
- 「休憩の場・展望の場の確保・整備」が必要
- 「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備」が必要
- 「便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備」が必要
- 「ガイダンス機能の確保・整備」が必要
- 「外国人観光客に配慮した環境整備の検討」が必要
- 「ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備の検討」が必要

(4) 運営・体制の整備

- 「住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組」が必要
- 「市内外の人々・団体等とのネットワークづくり」が必要
- 「市民等への情報の提供（共有化）・発信の体制づくり」が必要
- 「史跡の管理主体としての体制づくり（人材の育成など）」が必要
- 「庁内の連携体制の強化」が必要
- 「国・その他関係機関等との連携の強化」が必要
- 「外国人を含めた受入れ体制の充実」が必要

7 史跡の保存・活用の基本理念と方針

(1) 史跡の保存・活用の基本理念（目標）

本史跡の価値を確実に保存して未来に継承し、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、史跡の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行っていく必要がある。その中では、住民・地域活動団体等の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を生かす取組も重要になる。

このため、中小田古墳群に関わる様々な主体・市民等が共有する、史跡の保存・活用の基本理念（目標）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。なお、「史跡の保存・活用の基本理念（目標）」における「保存・活用」は、整備や運営・体制、及び調査・研究を含むものである。

【史跡の保存・活用の理念（目標）】

多彩な副葬品や立地が物語る 太田川下流域を代表する中小田古墳群の価値・特色を みんなの力で守り、伝え、生かす

三角縁神獣鏡や斜縁獣帯鏡、甲冑、車輪石、玉類、鉄斧など多彩な出土品（副葬品）が確認され、沖積平野と内海交通の拠点を見下ろす場所に立地していた、太田川下流域を代表する中小田古墳群の価値・特色を、行政や地域をはじめ多様な主体が力を合わせ、守り、伝え、生かす。

(2) 取組の基本方針

ア 保存（保存管理）の基本方針

【調査・研究の継続実施】

- 解明すべき事項や目的を明確にし、必要に応じて発掘調査等の実施を検討する。
- 関係する研究論文やその他資料などの把握・整理を持続的に行う。
- 上記の各種調査、資料・データの整理等で得られた成果を、体系的に記録、整理するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、適切に公開・活用する。

【保存管理】

- 中小田古墳群の本質的価値を構成する要素（A：墳丘、石槨など）の確実な保存に取り組む。
- 墳丘などの保存・活用（整備）と調整しながら、歴史的環境を構成する要素（B：弥生時代の遺跡、中世山城跡）などの保存のあり方を検討する。
- 住民・地域活動団体等と連携しながら、史跡の定期的な清掃美化や下草刈り、点検などの維持管理に取り組む。
- 市民等に対し、中小田古墳群をはじめ文化財の価値や可能性、保護の大切さなどの情報提供や啓発に努める。

イ 活用の基本方針

【PR・情報発信】

- 住民・地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を生かした学習機会や体験・交流機会の確保などに取り組む。
- 中小田古墳群を中心としたパンフレットなどの作成を図る。
- 中小田古墳群に関する調査・研究の成果、その他の歴史文化に関わる情報、地域情報などを、ICT（情報通信技術）を含め多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報の提供・発信に努める。

【教育における中小田古墳群などの活用】

- 学校教育において、中小田古墳群の体験学習などを行い、子どもたちの地域の歴史文化への関心や理解を高める。
- 公益財団法人広島市文化財団や口田公民館などと連携し、中小田古墳群の史跡探訪ウォーキングや歴史講座などを開催する。

【まちづくりや観光、地域活性化の資源としての活用】

- 歴史探訪や散策、健康づくりなど、地域住民等による中小田古墳群の活用を促進する。
- 地域における歴史文化（中小田古墳群など）を生かしたまちづくり、魅力づくり、活性化の取組を促進する。
- 住民・地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制づくりを検討する。

ウ 整備の基本方針

【主として史跡の保存のための整備】

- 中小田古墳群の本質的価値を構成する要素（A：墳丘、石槨など）については、今後の活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の保存のための整備を検討する。
- 標識（史跡標柱）や説明板の整備を計画的に進める。
- 歴史的環境を構成する要素（B：弥生時代の遺跡、中世山城跡）については、古墳の保存・活用と調整しながら、遺構の保存・整備などを検討する。

【主として史跡の活用のための整備】

- 遺構の保存と関連づけながら、墳丘の復元的な整備や石槨の展示、その他遺構の展示（レプリカ）など遺構の表現について検討する。また、弥生時代の遺跡や中世山城跡についても、古墳との関係などを考慮しながら、それらの遺構の表現について検討する。
- 史跡へのアクセスの明確化に向け、誘導標識などの整備に取り組む。
- 史跡指定地の周辺において、駐車場の確保・整備について、史跡への動線を踏まえ、設置場所等を検討する。
- 里道（園路）については、史跡指定地外を含め、坂道への階段や手すり、転落防止柵の整備など、利用しやすく安全な環境づくりに取り組む。
- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて、周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などの案内表示板の整備・充実を検討する。
- 史跡指定地及びその周辺において、遺構の保存や景観などに配慮しながら、休憩の場の確保・整備に取り組む。
- 史跡指定地及びその周辺において、遺構の保存や防災などに配慮しながら、必要に応じて枝打ち・間伐などを行い、展望の場を確保するとともに、前記の休憩の場としての活用を図る。

- 史跡指定地周辺において、中小田古墳群の来訪者が利用できるトイレの確保や整備を図る。整備までの間、中小田公園のトイレの活用を検討する。
- 中小田古墳群に関するガイダンス機能の整備を、既存施設やICT（情報通信技術）などの活用を含めて検討する。
- 中小田古墳群をはじめとした文化財の解説や案内、その他観光資源や地域情報の提供・発信に関して、ICT（情報通信技術）を活用したシステム等の導入を検討する。

エ 運営・体制の整備の基本方針

- 中小田古墳群をはじめ文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制、管理主体としての体制の充実・強化を図る。
- 中小田古墳群をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を生かした体験機会や講座などの開催及び開催支援、史跡の保存・活用を支える組織づくりなどに取り組む体制の充実・強化に努める。
- 中小田古墳群などの保存・活用において、住民・地域活動団体等の協力・参加、そして協働の取組を進めるとともに、市内外の人々・団体等による協力・支援体制や人的ネットワークづくりに努める。
- 地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制づくりを検討する。

(3) 現状変更等の取扱方針

【現状変更等の取扱方針（行為の対象と内容）】

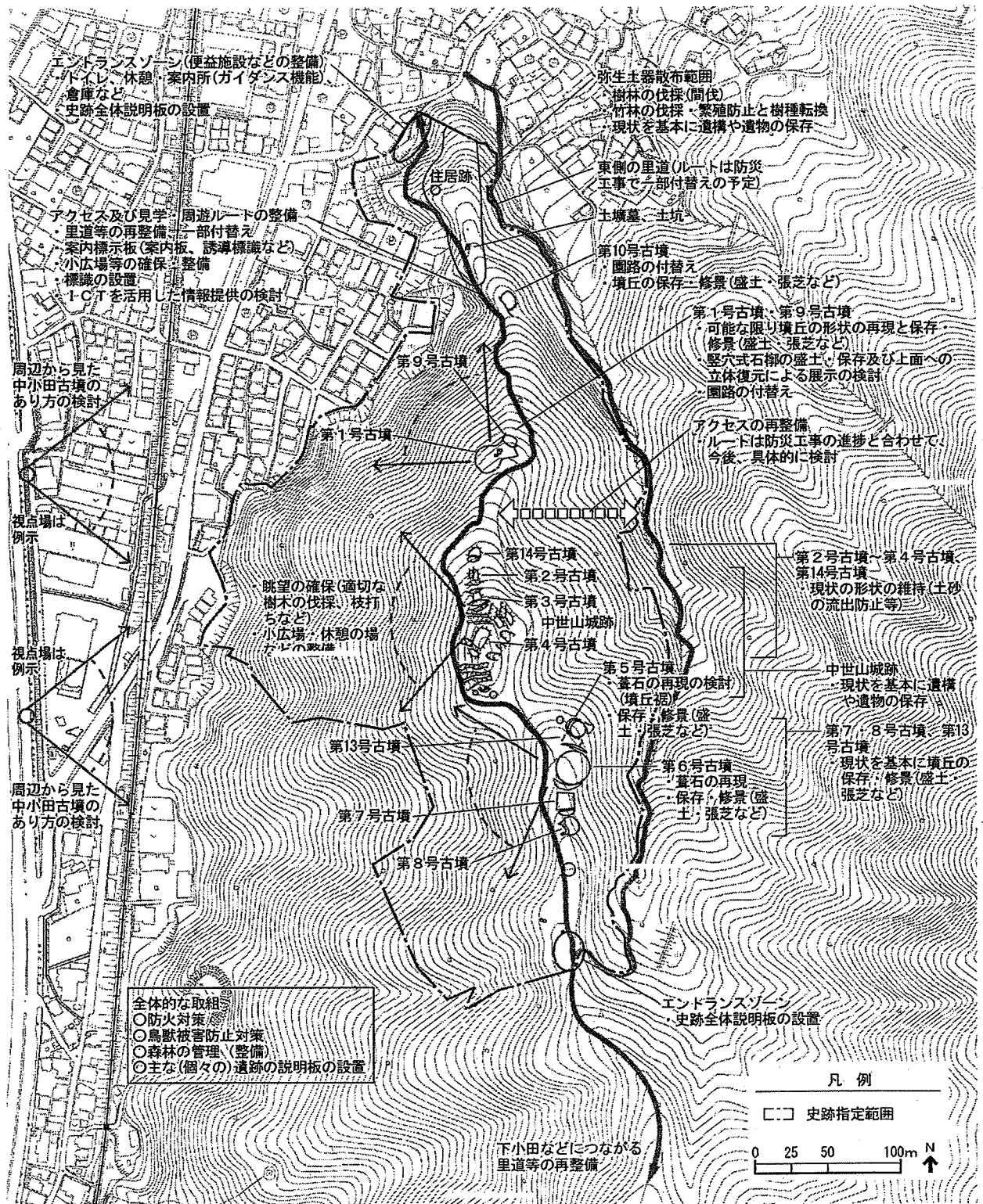
■行為の対象に関する取扱方針

- 史跡の調査や遺構の保護や修復、史跡の公開等保存・活用のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板等の建築物・工作物の整備（新築・新設、改修、撤去・移設など）、及び防災・安全に関わる建築物・工作物の設置を除き、原則として現状変更は認めない。

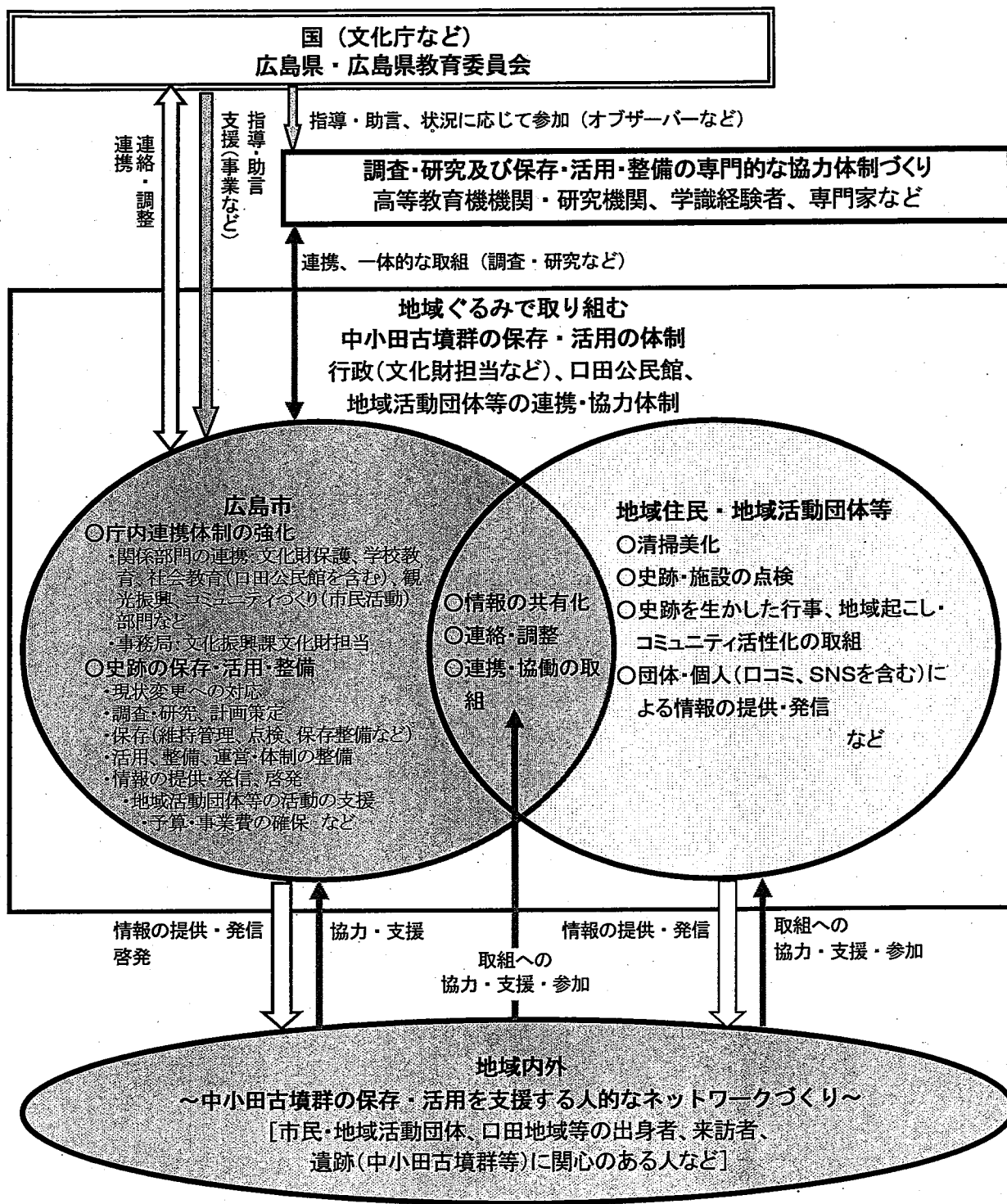
■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素（遺構）の保存と史跡の景観への配慮（史跡の景観の阻害とならないこと）の原則～

- 遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
 - ただし、必要不可欠な防災・安全性などに関わる行為については、遺構や景観に最大限の配慮を行うこととして認める場合がある。
- ※影響の軽微である場合などを除く[文化財保護法第125条（第1項ただし書き）]。



本質的価値を構成する要素の公開・活用を中心とした整備の方法



中小田古墳群の保存・活用に関わる運営・体制

8 施策の実施計画の策定

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10か年としている。このうち前半の5か年を短期とし、保存管理や活用と合わせて、整備に取り組む。その後の概ね5か年を中期とし、短期での保存・活用・整備の取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、計画に位置づけている取組について優先順位を検討し、着実な実施を目指す。なお、新たな状況（短期も同様）や中期から短期への取組の前倒しなどには、柔軟に対応する。